

議案第27号

小松島市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成24年小松島市条例第45号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年3月4日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理
に関する条例の一部を改正する条例

小松島市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に
関する条例（平成24年小松島市条例第45号）の一部を次のように改正す
る。

第3条第5号中「可撓継手」を「可撓^{とう}継手」に改める。

第4条第1号中「排水渠」を「排水^{きよ}渠」に改める。

第7条第3号中「急速濾過法」を「急速^ろ濾過法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。